

2024 年度（令和 6 年度）

神戸市「まちなかパフォーマンス」 イベント型補助金（後期募集）

【応募要領】

神戸市では、アーティストの新たな活動機会の創出やまちの賑わい魅力向上を目的に、審査に合格したアーティスト（以下、「登録アーティスト」）が、まちなかの市公認の場所（以下、「公認会場」）で、音楽演奏やダンス、大道芸などのパフォーマンスを披露できる制度に取り組んでおり、今後、登録アーティストや公認会場を順次増やしていく予定です。

この度、主に三宮周辺で実施する登録アーティストを起用したイベントの開催経費を支援します。

受付期間：2024 年 9 月 5 日（木曜）から 10 月 13 日（日曜）まで

※先着順ではありません

（2024 年 11 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日の間に開催するイベントが対象）

■応募できる者（申請者）

次項の「補助の対象となるイベント」を企画・実施できる能力のある者

（個人・団体を問いません）

ただし、以下の①②③のいずれかに該当する者は応募できません（団体の構成員が該当する場合を含む）。

- ① 神戸市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成 23 年神戸市条例第 29 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員。
- ② 法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から 1 年を経過しない者。
- ③ 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 49 条に規定する排除措置命令又は同法第 62 条第 1 項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から 1 年を経過しない者。

■補助の対象となるイベント

以下の①～⑦の要件をすべて満たすイベント（1申請者1事業まで応募可）。

- ① 2024年11月1日（金曜）から2025年3月31日（月曜）の間に2日以上開催するもの。
- ② 三宮周辺のまちなか（※1）で開催するもの。
- ③ 登録アーティストを計5組以上起用していること（※2）。
※アーティスト一覧（全49組）は別紙参照
- ④ 同一イベントにおいて、神戸市の他の補助事業を活用していないこと。
- ⑤ 宗教的又は政治的な宣伝意図を有するものでないこと。
- ⑥ 公序良俗に反するものでないこと。

※1 「三宮周辺のまちなか」とは、三宮周辺の公開空地、公園、商店街などの屋外のほか、屋内であってもイベントスペース等の日常的に不特定多数の方が自由に出入りする開かれた空間を指します。なお、会場の使用許可は申請者側で取る必要があります。

※2 「登録アーティスト」を起用する場合、まちなかパフォーマンス HP の出演依頼フォームを (<https://www.kobe-bunka.jp/machinaka/request>) ご利用いただけます。
なお、出演依頼フォーム以外による交渉を妨げるものではありません。

(※) イベントを実施する場合は以下の点に注意してください。

- ・周辺住民等とトラブルにならないように音量等には配慮してください。
- ・イベント実施にかかるトラブル等については、申請者で対応してください。

【企画例】

- ・12月の毎週金曜日夕方に三宮プラッツで行う計10組のアーティストを起用したイベント
- ・3日間連続して複数会場で同時に行う計20組のアーティストを起用したイベント

■補助の対象となる経費

前記の補助の対象となるイベントにかかる経費（市が指定する会場以外で実施するイベントにかかる経費は除く）のうち、以下の経費を対象とします。

①出演・文芸費	企画制作費、出演料、警備計画書作成費 等
②舞台・設営費	照明費、音響費、会場設営費・撤去費、技術スタッフ料、機材レンタル費、楽器レンタル費、運搬費 等
③警備費	警備費、交通整理スタッフ料 等
④広報費	ポスター・チラシ制作費、記録用カメラマン料、立看板費 等
⑤委託費	企画委託費、運営委託費 等

(注意事項)

- ・申請者が支払った経費に対して補助します。
- ・全ての経費において、社会通念上著しく高額と認められる場合は、補助対象外とする場合があります。

■補助金額

1回のイベントにつき**50万円（補助率1/2）を上限**とします。

なお、希望者には交付決定後、補助決定額の半分（5割）までを事前にお支払いすることが可能です。

※ 申請件数が多数となる場合、予算の都合上補助金額を減額する場合があります。

※ 補助金額は千円未満切捨てとします。

■申請方法

（1）申請書類の作成

ホームページから記入様式をダウンロードのうえ、必要事項を記載してください。

URL：https://www.city.kobe.lg.jp/a36708/kanko/bunka/machi_perf_event.html

【提出書類一覧】

①	補助金交付申請書	(様式第1～3号) ※共通様式
②	実施計画書	
③	支出予定書	
④	出演アーティスト情報記入様式	所定様式
⑤	事業の詳細がわかる企画書等	様式任意
⑥	(警備計画書・タイムテーブル)	採択後、警察協議を終えた後に提出

（2）必要事項を入力し、下記の提出先アドレスへ送信

【提出先】machi_performance@office.city.kobe.lg.jp

【メール件名】まちなかパフォーマンス補助金申請

【受付締切】**2024年10月13日（日曜）23時59分**

※受付はEメールのみで受け付けます。郵送、持参での提出は受け付けません。

■申請時の注意点

事業実施までに必要な調整が行えていないと判断した場合は、補助決定を取り消すことがありますのでご注意ください。

・周辺施設等への説明

(採択された場合、) **事業実施までに**周辺施設等に対し事前説明を行ってください。

・道路上で実施する場合

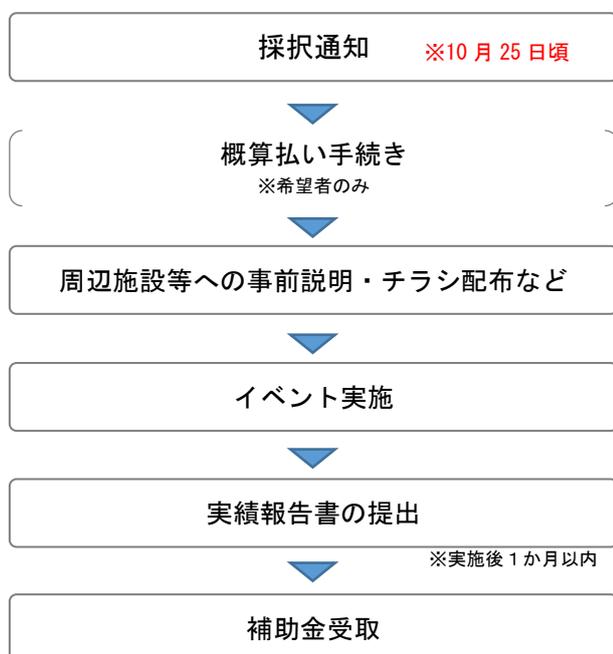
道路上での実施を検討している場合は、**申請前に**市担当者まで相談してください。

■採択基準

申込み多数の場合は選考を行います。選考にあたっては、下記の点などを考慮します。
なお、審査に関する問い合わせには一切お答えできません。

- ・より多くの日数の実施を予定しているかどうか。
- ・多くのアーティスト（登録アーティストを含む）を起用しているかどうか。
- ・無理のないスケジュール感で事業実施を予定しているかどうか。
- ・アーティスト（登録アーティストを含む）を有償で起用しているかどうか。
- ・登録アーティストの起用が偏っていないかどうか。
- ・当補助金以外での収入や地域や企業との連携・協力の有無。

■採択後の流れ



■実績報告（補助事業が終わったら）

事業実施後1か月以内または**2025年4月10日のうち早く到来する日まで**に以下の書類を提出してください。

①	補助事業等実績報告書	（様式第11号）
②	収支決算書	（様式第12号）
③	事業の実施状況及び集客人数がわかる資料、成果物	写真、パンフレット、チラシ等
④	経費の支出を確認できる資料	領収書、レシート等

様式は下記ホームページからダウンロードしてください。

https://www.city.kobe.lg.jp/a36708/kanko/bunka/machi_perf_event.html

※必要に応じて追加書類の提出をお願いする場合があります。

※提出いただいた書類や資料は返却できません。

※当該事業にかかった経費以外は認めません。不正が発覚した場合、法的措置を取ることがあります。

領収書の取扱いについて

- ・領収書等を重ならないように A4 用紙に貼付し、そのコピーまたは PDF（写真も可）を提出してください。
- ・領収書 1 枚ずつに収支決算書（様式第 13 号）の整理番号を記載し、両者を容易に対比できるようにしてください。

①領収書	
② 神戸〇〇〇 様	⑤ 〇年〇月〇日
③ 金 〇〇〇 円	
但 ④ _____	
上記金額正に領収いたしました	
⑥ 〇〇市〇〇町〇番地	
株式会社 〇〇 印	

① 支出内容の確認（原則）	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 請求書や納品書では支払確認ができないため、領収書の提出が必要です。 ✓ 購入内容及び購入日から、申請事業のために支出されたことが明確にわかるものに限り、レシートによる報告を認めます。
② 宛名	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 申請者名が記載されているか確認してください。 (施設の構成員が立替で支払った場合など、宛名が異なる場合は、対象経費として認められない場合があります。)
③ 領収金額	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 適正な価格、数量で購入しているか確認します。 ✓ ポイントを利用した場合など、割引分は対象外経費となります。
④ ただし書き	<ul style="list-style-type: none"> ✓ ただし書きは必ず明記してください。
⑤ 発行年月日	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 交付決定後から 2025年3月31日までの請求書発行分が補助対象となります。
⑥ 発行者	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 領収書の発行者（支払先）の住所（所在地）と氏名（名称）の記入が必要です。

(3) 補助金額の確定・精算

事業報告書等を当課で確認のうえ、補助金の額を確定し、原則、電子メールにて補助金額等確定通知書（様式第 14 号）を送付します。

(4) 補助の取消・返還

補助金認定後であっても、申請や報告書類に虚偽の内容が判明した場合は、補助決定の取消し及び支払済みの補助金の一部または全額について返還を求めることがあります。

補助金の返還が生じた場合は、申請者から神戸市へ返還を行う際の振込手数料その他費用は、全て申請者の負担とします。

■お問い合わせ先

神戸市文化スポーツ局文化交流課 まちなかパフォーマンス（イベント型）担当

Eメール：machi_performance@office.city.kobe.lg.jp

※FAQ をご覧のうえ、不明な点等があればメールでお問い合わせください。